を

ポリエチレン	
ポリスチレン	
ポリプロピレン	
石油樹脂	
合成ゴム（合成ラテックスを含む。）	
スチレンモノマー	
フェノール	
ビスフェノールA	
無水フタル酸	
テレフタル酸	
純ベンゼン	
純トルエン	
キシレン	
オルソキシレン	
パラキシレン	
エチレン	
酸化エチレン	
エチレングリコール	
エチレングリコールエーテル	
アセトアルデヒド	
酢酸	
酢酸エチル	
エチルアルコール	
二塩化エチレン	
プロピレン	
酸化プロピレン	
プロピレングリコール	
ポリプロピレングリコール	
エピクロルヒドリン	
イソプロピルアルコール	
合成アセトン	
メチルイソブチルケトン	
アクリロニトリル	
アクリル酸エステル	
合成オクタノール	
合成ブタノール	
メチルエチルケトン	
ブタン・ブチレン	
ブタジエン	
ノルマルパラフィン	
分解ガソリン	

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

○国土交通省令第八十七号

海上運送法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十八号）及び海上運送法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百八十八号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十四条第一項、第三十九条の五（第三項、第八項及び第九項を除く。）、第三十九条の六、第三十九条の七第一項、第四十五条の二並びに第四十五条の三、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十条及び第十一条並びに海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）第三項の規定に基づき、並びに海上運送法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

海上運送法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（海上運送法施行規則の一部を改正する省令）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　削除（第三十条―第四十二条）」を「第四章　日本船舶及び船員の確保（第三十条―第四十二条の七）」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十二条の二」を「第四十二条の八」に、「第六章」を「第七章」に、「第四十六条」を「第四十五条」に、「第七章　職権の委任等（第四十七条―第四十九条）」を「第八章　雑則（第四十六条―第五十一条）」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　日本船舶及び船員の確保

（日本船舶及び船員の確保に関連して実施される措置）

第三十条　法第三十四条第一項の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　準日本船舶の確保

二　準日本船舶に乗り組む船員の育成及び確保

第四十九条を第五十一条とする。

第四十八条中「第四十五条の四」を「第四十五条の六」に改め、同条を第五十条とする。

第四十七条各号列記以外の部分中「海上運送法施行令」の下に「（以下この条及び次条において「令」という。）」を、「職権」の下に「（令第三項に規定する職権を除く。）」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第三十九条の五第二項及び第六項の規定による船舶の総トン数等の測度にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

第四十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条　令第三項の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2　令第三項に規定する職権を行う特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。

第七章の章名を削る。

第四十六条を次のように改める。